

令和7年度「ご近所支え合い活動助成金」第2次募集

高齢者が地域で安心して暮らし続けることができる地域社会を実現するため、高齢者の自主的な地域貢献活動や高齢者を対象とした事業等に助成しています。

1 助成対象事業	概ね市町村単位もしくは市町村の一部で行う、次に掲げるいずれかの活動 ①高齢者が主体となって行う活動 ②高齢者等をサービスの対象とした支え合い活動
2 助成期間	助成期間は単年度とする。ただし、継続して助成することにより事業の効果が高まると認められる場合は、3年を限度として助成(継続する場合も、毎年度審査を行います。)
3 助成額	5万円以上～30万円以下 (初年度は30万円を限度、次年度以降は15万円を限度、下限は5万円)
4 助成対象者	県内に住所又は活動の本拠を有する団体又は法人
5 事業採択要件 (右記のすべての要件を満たすこと)	①事業を行う活動団体が、県内に住所または活動の本拠を有していること ②事業活動内容に社会貢献性が認められること ③他の助成制度の助成を受けていないこと ④過去に同一事業で本助成金を受けていないこと ⑤営利を目的としていないこと ⑥事業の主たる部分を外部委託していないこと ⑦第三者に資金交付することを目的としていないこと ⑧助成対象経費が適正であること
6 助成対象経費	事業を実施するために直接必要とする経費 ①講師謝金(支給基準(注1)による) ②賃金(助成事業で雇用する者。会員は対象外) ③旅費(支給基準(注2)による) ④会議費・食糧費(懇親会・事務局打合せは対象外) ⑤使用料・賃借料(事業で使用する場合) ⑥備品購入費・委託費・印刷製本費(見積りが必要) ⑦事務費(消耗品費・通信費等) ※詳しくはお問合せください。
7 助成対象外経費	不動産取得費、施設整備費、パソコンやプリンターなど汎用性が高いものの購入費、団体運営費(職員給与、事務局費、水道光熱費等)、活動に直接結びつかない県内外視察等の経費、祭事・伝統行事などの経費 ※詳しくはお問合せください。
8 助成対象期間	令和7年8月(交付決定日以降)～令和8年3月20日
9 要望書受付方法	助成金交付要望書(Word)及びその他必要書類(PDF)を電子メールにてデータ送信 ▶送信先アドレス【 ✉ ikiiki-josei@silverz.or.jp 】
10 受付締切日	令和7年5月6日(火・祝)



《 問合せ先 》

公益財団法人いきいき岩手支援財団 総務・公表課 TEL:019-626-0196

参考

1 助成事業の活動事例

(①高齢者が主体となつて行う活動または②高齢者等を対象とする支え合い活動)

- ・地域活動…地域を活性化する活動、農作業などを通じた三世代交流
- ・福祉に関する活動…一人暮らし高齢者世帯の見守りや日常生活支援活動、高齢者や障害者を対象にした移送サービス、傾聴活動、認知症の人やその家族を支える活動
- ・保健・医療に関する活動…健康相談、医療・健康などの正しい知識の普及を図る活動
- ・防犯活動…防災や災害時支援のための地域の取組、災害や緊急入院時に対応する安全マップ・緊急持ち出しケースの設置、特殊詐欺などから高齢者を守る活動
- ・環境保全活動…環境保全・環境美化活動、環境学習、清掃、花壇づくり、植栽など
- ・歴史・伝統に関する活動…紙芝居、地域の歴史・観光資源の調査・学習や地域住民への紹介
- ・趣味・技術を生かした活動…楽器・マジックを通じた慰問活動、高齢者を対象にしたパソコン教室
- ・健康づくり・スポーツ活動…健康をテーマとする講習会、健康講座、ウォーキングやニュースポーツなど

2 対象経費支給基準 …事業経費算出の参考としてください。

・講師報償費支給基準

教育機関	地方公共団体(教育機関を除く)	民間会社	金額 (時間当たり)
大学学長		大規模な会社の長	8,900 円
大学教授		大規模な会社の役員	7,600 円
大学准教授	県の部長、市の三役等	大規模な会社の部長	6,600 円
大学講師	県の課長、市の部長等	大規模な会社の課長	5,700 円
大学助教・ 助手	県の課長補佐、県の出先機関の長、 市町村の課長等	大規模会社の課長補佐、 係長	4,100 円
その他	教諭等	資格特殊技能を有する者	3,900 円
	地域活動、伝承活動、スポーツ等実技的指導を行う者 (職としていないもの)、その他		2,600 円 1,600 円

・旅費支給基準(1キロ当たり)

- ① 車賃：スタッフの自家用車利用の場合 25 円 ②外部講師の自家用車利用の場合など 37 円

その他

・審査～助成金支払いまでの流れ

- ①団体から提出された助成金交付要望書を審査会で書類審査 ⇒ 財団より内示通知
- ②(内定団体)「助成金交付申請書(様式1)」を財団に提出 ⇒ 財団より交付決定通知
- ③事業実施(交付決定日～3月20日※実績報告書提出日)

※前金払…必要と認められる場合には交付決定額の80%を限度として前金を支払います。

- ④「実績報告書(様式8)」「助成金交付請求書(様式9)」提出

⇒事業の適正執行が確認された後に助成金が支払われます。